平成２１年（フ）第２３１０号
横浜市港南区港南台２丁目２番６―905号
債務者　川原美也子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９９号
神奈川県相模原市青葉３丁目４番１号
債務者　福田　次茂
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３００号
神奈川県相模原市青葉３丁目４番１号
債務者　福田　博美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３２０号
神奈川県相模原市北里２丁目25番２号
債務者　小澤　和明
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３３２号
神奈川県相模原市二本松３丁目16番18号
債務者　瀬戸　陸夫
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３３４号
神奈川県相模原市矢部２丁目12番６号　サンパレス矢部202号
債務者　新井　秋男
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３４０号
神奈川県相模原市下九沢1590番地１　グリーンヒル下九沢１―509
債務者　鳥居　翔
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３４１号
神奈川県相模原市東林間２丁目23番16号　カーサベラⅡ　101号
債務者　澁谷　一夫
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３４８号
神奈川県相模原市淵野辺本町５丁目36番15号
債務者　北瀬　辰夫
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４７３号
栃木県宇都宮市上大塚町102番地34
債務者　片岡　恭子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２７号
栃木県宇都宮市西原町166番地１　コーポ旭陵Ｂ―102、前住所福島県福島市野田町４丁目10番70号　アップルハイツ202号
債務者　佐藤　浩伸
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２８号
栃木県宇都宮市下戸祭２丁目11番11号　セントラルハイツ105、住民票上の住所栃木県宇都宮市下戸祭２丁目11番11号
債務者　齋藤千佳子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５５７号
栃木県鹿沼市西茂呂３丁目28番地２　市営住宅７－６
債務者　宇賀神京子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２２１８号
横浜市南区高砂町１丁目６番地　ライオンズマンション高砂304
債務者　滝澤　　修
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０９号
栃木県日光市所野689番地２　所野第二団地29号
債務者　米田桂七郎
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係